AOT延長等に用いる自主対策設備の削除に伴う 保安規定の変更について

2023年12月19日 東京電力ホールディングス株式会社



1.	背景	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
2.	変更箇所の抽出手順について	•••••• P.3
3.	プラント運転中における自主対策設備に係る措置	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
<mark>4</mark> .	プラント停止中における自主対策設備に係る措置	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
5 .	その他変更条文	••••• P. <u>6</u>
<mark>6</mark> .	自主対策設備の削除に伴う一部運用の変更	••••• P. <mark>7</mark>
7.	本変更に伴う保安規定の適用時期	••••• P. <u>8</u>
8.	保安規定の変更内容について	••••• P.9
9.	保安規定審査基準の要求事項を踏まえた保安規定記載方針	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
10.	設置許可との整合性	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •



1. 背景

▶ 新規制基準の施行に対応した、各電力会社の保安規定の変更に先立ち、新たに追加となった 要求事項を保安規定へ反映する基本方針について「保安規定変更に係る基本方針」(以下、 「基本方針」という。)として取りまとめている。

- ▶ BWRの基本方針については、2022年に改定を実施しているが、その後2023年11月21日の原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、「耐性を有しない自主対策設備をAOT延長に用いることは容認できない」とのご指摘をいただき、当社から「ご指摘を踏まえた保安規定の変更を実施する」旨の回答を行っている。
- ▶ 上記回答内容を踏まえ、今回の申請においては速やかに保安規定の是正を行う観点から、耐性の有無に関わらず、LCO逸脱時の要求される措置から自主対策設備の記載を削除することを基本とし、柏崎刈羽原子力発電所における以下の保安規定条文を変更する。
 - ✓ 第66条(重大事故等対処設備)
 - ✓ 第74条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)
- 次頁に変更箇所の抽出手順を示す。



- ➤ 保安規定第66条 重大事故等対処設備 表66-1から表66-19について, LCO逸脱時の要求される措置から自主対策設備の記載を削除することを基本とする。
- ➤ ただし、AOT延長に用いておらず重大事故等対処の観点から保安規定へ記載を残すことが 有効と考えられる自主対策設備は削除対象外と整理する。
- ▶ 今回の変更認可申請の中で変更する関連箇所について、以下の手順で抽出した。(抽出フローを図1に示す。)

手順	内容
Step 1	LCO逸脱時の要求される措置に,設置許可「技術的能力」における自主対策設備が含まれているかを確認する。※1
Step 2	AOT延長に用いておらず重大事故等対処の観点 ^{※2} から保安規定へ記載を残すことが有効と考えられる自主対策設備かどうかを確認する。
Step3	上記整理で変更箇所として抽出されたLCO逸脱時の要求される措置が,他の保安規定条文において参照されているかどうかを確認する。

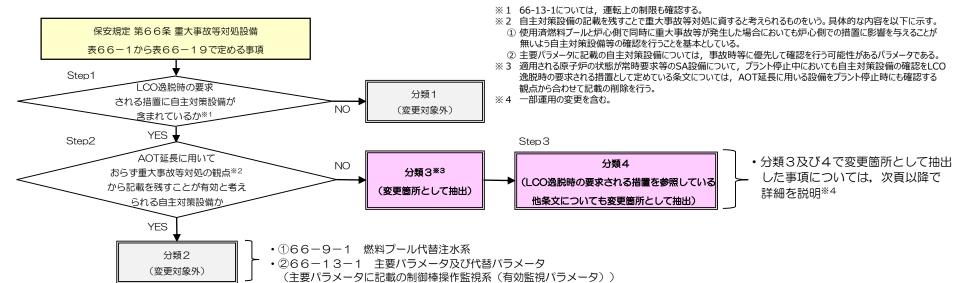


図1 変更箇所の抽出フロー



3. プラント運転中における自主対策設備に係る措置

▶ 第66条(重大事故等対処設備)のうち、以下の条文については、プラント運転中(原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」であることをいう。以下同様。)において、LCO逸脱時に自主対策設備が動作可能であることを確認することとしている。

条 文	AOT延長に用いる自主対策設備	適用される原子炉の状態
66-3-3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復	代替逃がし安全弁駆動装置による減圧	運転,起動,高温停止
66-4-2 低圧代替注水系(可搬型)	消火系による低圧注水	<u>運転,起動,高温停止,</u> 冷温停止,燃料交换 ^{※1}
66-5-4 代替原子炉補機冷却系	大容量送水車(熱交換器ユニット用) にて海水直接通水を行う除熱	運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換
00-0-4 化自愿于炉桶储水和泵	代替原子炉補機冷却海水ポンプ(移動式変圧器を含む)にて海水直接通水を行う除熱	<u>連邦,起期,向血宁止,</u> /7/血宁止,
66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)	消火系による格納容器スプレイ	運転、起動、高温停止
66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)	消火系による格納容器スプレイ	運転,起動,高温停止
66-7-1 格納容器下部注水系(常設)	消火系による格納容器下部注水	運転、起動、高温停止
66-7-2 格納容器下部注水系(可搬型)	消火系による格納容器下部注水	運 <u>転,起動,高温停止</u>
66-8-1 静的触媒式水素再結合器	原子炉建屋トップベント	運 <u>転、起動、高温停止、</u> 冷温停止,燃料交換 ^{※1}
66-12-1 常設代替交流電源設備	号炉間電力融通ケーブルを使用した M/C (C)系又は M/C (D)系の受電 *2	運転,起動,高温停止,冷温停止,燃料交換
00-12-1 市政1(百义川电标放闸	第二代替交流電源設備(第二ガスタービン発電機)	<u>连轨。起到。向血宁止,</u> //// 加血宁止,
66-12-3 号炉間電力融通電気設備	第二代替交流電源設備(第二ガスタービン発電機)	<u>運転,起動,高温停止,</u> 冷温停止,燃料交換
66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ	LCO逸脱時の要求される措置で代替パラメータとして確認する有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器(一部プラント停止中も含む)	運転、起動、高温停止(一部冷温停止,燃料交換)
66-14-1 中央制御室の居住性確保	カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧	運転、起動、高温停止、炉心変更時*3又は原子炉建屋 原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時

※1:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合

※2: 当該設備自体はSA設備であるものの、6号炉側の電路が自主対策設備であるため削除。

※3:停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。

▶ 当該の記載は自主対策設備が動作可能であることを確認することを以って、LCO逸脱時の AOT延長に用いていることから、自主対策設備に係る記載の削除を行う。

【例】66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)

条 件	条件要求される措置	
	A 1. 当直長は,格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し,動作可能であることを確認する ^{※9} とともに,その他設備 ^{※10} が動作可	速やかに
	能であることを確認する。	
A. 代替格納容器スプレイ冷却系	及び	
(常設)が動作不能の場合	A 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。	3日間
	及び	
	A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間

▶ 第66条(重大事故等対処設備)のうち、以下の条文については、プラント停止中(原子炉の 状態が「冷温停止、燃料交換」であることをいう。以下同様。)において、LCO逸脱時に自 主対策設備が動作可能であることを確認することとしている。

条 文	プラント停止中に確認する自主対策設備	適用される原子炉の状態	
66-5-4 代替原子炉補機冷却系	大容量送水車(熱交換器ユニット用)にて海水直接通水を行う除熱	(P)	
00-5-4 化管原于炉桶機冲却系	代替原子炉補機冷却海水ポンプ(移動式変圧器を含む)にて海水直接通水を行う除熱	運転,起動,高温停止, <mark>冷温停止,燃料交換</mark>	
66-8-1 静的触媒式水素再結合器	原子炉建屋トップベント	運転,起動,高温停止, <mark>冷温停止,燃料交換^{※1}</mark>	
	号炉間電力融通ケーブルを使用した M/C (C)系又は M/C (D)系の受電 *2	"果本" - 打新 - 克识点 L - MAN - 大极	
66-12-1 常設代替交流電源設備	第二代替交流電源設備(第二ガスタービン発電機)	運転,起動,高温停止, <mark>冷温停止,燃料交換</mark>	
66-12-3 号炉間電力融通電気設備	第二代替交流電源設備(第二ガスタービン発電機)	運転,起動,高温停止, <mark>冷温停止,燃料交換</mark>	

※1:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で,かつプールゲートが開の場合

(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※2:当該設備自体はSA設備であるものの、6号炉側の電路が自主対策設備であるため削除。

▶ 当該の記載はAOT延長に用いているものでは無いが、プラント停止中におけるLCO逸脱時の要求される措置は、プラント運転中におけるLCO逸脱時の要求される措置を参考に設定していることから、プラント停止中における自主対策設備についても合わせて記載の削除を行う。

【例】66-5-4 代替原子炉補機冷却系

適用される 原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
	A. 動作可能な代替原子炉補機 冷却系が2系列未満の場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び	速やかに
冷温停止 燃料交換	マは 原子炉補機冷却水系と共用	<u>A 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備*11が動作可能であることを確認する。</u> 又は	速やかに
	する配管又は弁が動作不能の 場合	A 2. 2. 当直長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を 開始する。	速やかに

▶ なお、その他プラント停止中におけるLCO逸脱時の要求される措置として実施する「DBA設備の確認」、「同等な機能を有するSA設備の確認」、「代替措置の実施」等は引き続き記載するため、停止中においても十分なリスク低減が図られる。



5. その他変更条文

▶ 第74条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)表74において、SA設備等に対する青旗作業を実施する際の保全作業時の措置を定めており、これらの措置は以下のとおりしてO逸脱時の要求される措置に準拠して設定している。

新規制基準時 審査資料(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合の考え方について(TS-35))抜粋 2. 青旗作業リスト設定の考え方 (中略)

③点検時の措置

点検中のリスク増加を抑えるため、対象設備を点検する際に実施する必要がある措置(以下、「点検時の措置」という。)及び実施頻度として、<u>当該設備が運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求されている措置に準拠して設</u>定する。

- ▶ 表74において、第66条(66-14-1 中央制御室の居住性確保)に定めるSA設備(中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ))は、保全作業時の措置としてLCO逸脱時の要求される措置を参考に自主対策設備である「カードル式空気ボンベユニット」により加圧できることの確認を定めているが、今回の見直しに伴い当該記載の削除を行う。
- ▶ なお、実施頻度については、第66条(66-14-1 中央制御室の居住性確保)に係るLCO逸 院時の要求される措置の完了時間を「3日」に見直すことから、「点検期間が完了時間(3日))を超えて点検を実施する場合は、その後、1週間に1回」の頻度とする。

関連条文	点検対象設備	第74条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度
第66条 (66-12-6)	AM用MCC AM用切替盤 AM用操作盤 AM用動力变圧器 緊急用断路器 緊急用電源切替箱接続装置 緊急用電源切替箱断路器	冷温停止 燃料交換	所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{*6}する。	点検前 ^{※5} 点検期間が完了時間 (3日)を超えて点検 を実施する場合は、そ の後、1週間に1回
第66条 (66-14-1)	中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ)	運 起 記停止 冷温停止 燃料交換	・6号炉及び7号炉の中央制御室換気空調系1系列が動作可能であることを確認する。 ・カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧ができることを確認する。	点検前 ^{※5} その後, <u>10日</u> に1回



6. 自主対策設備の削除に伴う一部運用の変更

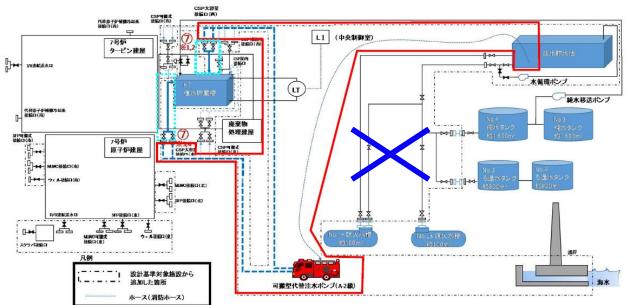
▶ 第66条(66-11-3 海水移送設備)において、LCO逸脱時に代替措置として「代替品の補充又は
※水貯水池からの移送が可能であることの確認等」を実施することとしており、その具体的な内容を以下のとおり定めている。

新規制基準時 審査資料(LCO, AOT及びサーベランスの設定(TS-25)) 抜粋 66-11-3「海水移送設備」 (中略)

代替措置は代替品の補充(可搬型ポンプの補充等)又は淡水貯水池からの移送が可能であることの確認をいう。なお、淡水貯水池からの移送が可能であることとは、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)<u>又はあらかじめ敷設してあるホースを使用した自重</u>による淡水の移送ができることをいう。

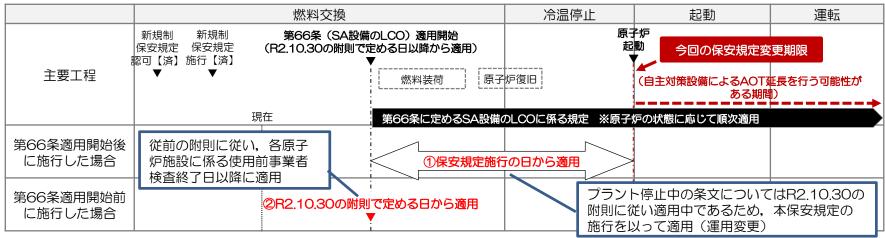
➤ このうち、「あらかじめ敷設してあるホースを使用した自重による淡水の移送」については 自主対策設備に位置付けられていることから、淡水貯水池からの移送として実施する事項は SA設備である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を用いた移送とすることをTS-25において 明記する。

【例】淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給





- ▶ 自主対策設備をプラント停止に係るAOT延長に用いている原子炉の状態は「運転、起動、高温停止」であるため、これらの状態に入る前までに保安規定の変更を行う。
- ▶ なお、第66条に定めるSA設備のLCOに係る規定は、現在未適用であり、令和2年10月30日の附則に定める日(各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用する)から適用となる。
- ▶ 上記を踏まえ、施行時期に応じた下図のいずれかのタイミングで適用する旨を附則に定める。



附則(令和 年 日 原規規発第 (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 本規定施行の際、規定の適用については、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」となる前において、本規定施行の日から適用する。ただし、本規定施行の日が附則(令和2 年10月30日 原規規発第2010305号)で定める日より前の場合は、当該附則で定める日から適用する。 (中略) 附則(令和2年10月30日原規規発第2010305号) (施行期日) 第1条 2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 なお、第12条(運転員等の確保)、第17条(火災発生時の体制の整備)、第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)、第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備),第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備),第17条の6(資機材等の整備),第17条の7(重大事故等発生時の体 制の整備)及び第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)については、教育訓練に係る規定を除き7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に 係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該 検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

変更後 変更前

(重大事故等対処設備)

第66条 (中略)

66-3-3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復

(中略)		
条 件	要求される措置	完了時間
A. 可搬型直流電源設備による減圧系が動作不能の場合 及び	A1. 当直長は、直流電源A系及びB系が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに
逃がし安全弁用可搬型蓄 電池による減圧系が動作 不能の場合	A2. 1. 当直長は、代替措置*4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間
	A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備*5が動作可能であることを確認する。	3日間
	A3. 当直長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する。	10日間
B. 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作不能の場合	B1. 当直長は、アキュムレータの圧力が健全であることを確認する* ら。 及び	速やかに
	B2. 1. 当直長は、代替措置*4を検 討し、原子炉主任技術者の 確認を得て実施する。	3日間
	B2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が動作可能であることを確認する。	3日間
	B3. 当直長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する。	10日間
C. 条件A又はBで要求され		24時間
る措置を完了時間内に達成できない場合	及び C2.当直長は,冷温停止にする。	36時間

※4:代替品の補充等をいう。

※5:代替逃がし安全弁駆動装置による減圧をいう。

※6: 高圧窒素ガス供給圧力が「第39条 非常用炉心冷却系その1」に定める値である

ことを確認する。

(中略)

(重大事故等対処設備)

第66条

(中略)

66-3-3 主蒸気逃がし安全弁の機能回復

<u>(</u> 中略)		
条 件	要求される措置	完了時間
A. 可搬型直流電源設備による減圧系が動作不能の場合 及び 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作不能の場合	A1. 当直長は、直流電源A系及びB系が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間
	及び A3. 当直長は,当該系統を動作可能な 状態に復旧する。	1 0日間
B. 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作不能の場合	B1. 当直長は、アキュムレータの圧力が健全であることを確認する*5。 及び B2. 当直長は、代替措置*4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間
	及び B3. 当直長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する。	1 〇日間
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は,高温停止にする。 及び C2. 当直長は,冷温停止にする。	24時間 36時間

※4:代替品の補充等をいう。

※5: 高圧窒素ガス供給圧力が「第39条 非常用炉心冷却系その1」に定める値である ことを確認する。

(中略)



変更前						変更後	
66-4-2 低圧代替注水系(可搬型) (中略)				66-4-2 低 (中略)	圧代替注水系(可捷	般型)	
適用される 原 子 炉 の 状 態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原 子 炉 の 状 態	条件	要求される措置	完了時間
選 転 起 動 高温停止	A. 低圧代替注 水系(可搬 型)が動作 不能の場合	A.1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する*9とともに、その他設備*10が動作可能であることを確認する。	速やかに	運 転 起 動 高温停止	A. 低圧代替注 水系(可搬 型)が動作 不能の場合	A1. 当直長は,低圧注水系1系列を 起動し,動作可能であることを 確認する*9とともに,その他設 備*10が動作可能であることを 確認する。 及び	速やかに
		A1. 2. 当直長は、当該機能と同等 な機能を持つ重大事故等対 処設備*11が動作可能である ことを確認する。	3日間			A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*1 1が動作可能であることを確認する。	3日間
		A.1.3. 当直長は、当該系統を動作 可能な状態に復旧する。	30日間			A3. 当直長は、当該系統を動作可能 な状態に復旧する。	30日間
		又は A 2. 1. 当直長は、低圧注水系1系 列を起動し、動作可能であ ることを確認する*9ととも に、その他設備*10が動作可 能であることを確認する。 及び	速やかに				
		A 2. 当直長は、当該機能を補完 する自主対策設備*12が動作 可能であることを確認す る。	3日間				
		及び A2.3.当直長は、当該系統を動作 可能な状態に復旧する。	10日間				



変更前						変更後	
適用される 原 子 炉 の 状 態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子 炉の 状態	条件	要求される措置	完了時間
運 転 起 動 高温停止	B. 低圧注水系と共用 する配管又は弁が 動作不能の場合	B1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動 し、動作可能であることを確認する **9とともに、その他設備**1.2が動作 可能であることを確認する。 及び B2. 1. 当直長は、当該機能と同等な機 能を持つ重大事故等対処設備**1 1が動作可能であることを確認 する。	速やかに 3日間	運転動高温停止	B. 低圧注水系と共用 する配管又は弁が 動作不能の場合	B1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動 し、動作可能であることを確認する **9とともに、その他設備**12が動作 可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該機能と同等な機能を 持つ重大事故等対処設備**11が動作 可能であることを確認する。	速やかに3日間
		又は B2.2.当直長は、当該機能を補完する 自主対策設備*12が動作可能であることを確認する。 及び B3.当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間			及び B3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	1 0日間
	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は,高温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	区1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間36時間
冷温停止 燃料交換 ^{※1} 4	A. 低圧代替注水系 (可搬型)が動作 不能の場合 又は 低圧注水系と共 用する配管又は 弁が動作不能の 場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する*9とともに、その他の設備*15が動作可能であることを確認する。	速やかに	冷温停止 燃料交換*13	A. 低圧代替注水系 (可搬型)が動作 不能の場合 又は 低圧注水系と共 用する配管又は 弁が動作不能の 場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する*9とともに、その他の設備*14が動作可能であることを確認する。	速やかに



変更前	変更後
※9: 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10: 残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により 動作可能であることを確認する。 ※11: 高圧炉心注水系をいう。 ※12: 消火系による低圧注水をいう。	※9:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10:残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により 動作可能であることを確認する。 ※11:高圧炉心注水系をいう。
※13: 低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい, 至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※12: 低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい,至近の記録等により動作可能であることを確認する。
※14:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※14:原子炉ステステストを開発される機関に対する大きのアプールゲートが開かる場合	※13: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合
※15:動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注 水系(常設)をいい,至近の記録等により動作可能であることを確認する。 (中略)	※14:動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系(常設)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 (中略)



変更前						
66-5-4 代替原子炉補機冷却系 (中略)			66-5-4 代記 (中略)	替原子炉補機冷却	系	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原 子 炉 の 状 態	条件	要求される措置 完了時間
超動高温停止	A. 動作可能 な代替標 な子が神経が 2系1系列 以合	A1. 当直長は、残りの代替原子炉補機 冷却系が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、原子炉補機冷却水系1 系列を起動し、動作可能であることを確認する**9とともに、その他の設備**10が動作可能であることを確認する。	速やかに	運 転 動 高温停止	A. 動作可能 なけば が代が が を が を が を が を が の の る 系 の る 系 の る 系 の る 系 系 の る る る る る	A1. 当直長は、残りの代替原子炉補機 速やかに 冷却系が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、原子炉補機冷却水系1 速やかに 系列を起動し、動作可能であることを確認する*9とともに、その他の設備*10が動作可能であることを確認する。
		及び A3. 1. 当直長は、当該機能を補完す る自主対策設備**11が動作可 能であることを確認する。 又は	10日間			及び
		A3. 2. 当直長は、代替措置*12を検 討し、原子炉主任技術者の確認 を得て実施する。	10日間			A3. 当直長は、代替措置*11を検討 し、原子炉主任技術者の確認を得 て実施する。 及び
		A4. 当直長は,当該系統を動作可能な 状態に復旧する。	30日間			A4. 当直長は、当該系統を動作可能な 30日間 状態に復旧する。
	B. 動作可能 な代替補機 分類系列 1系列場 満の場合	B1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1 系列を起動し、動作可能であることを確認する*9とともに、その他の設備*10が動作可能であることを確認する。	速やかに		B. 動作可能 な代替標 子炉補機 冷却系列 1系列場合	B1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1 系列を起動し、動作可能であることを確認する*9とともに、その他の設備*10が動作可能であることを確認する。
		B2. 1. 当直長は、当該機能を補完す る自主対策設備**11が動作可 能であることを確認する。 又は	3日間			
		B2. 2. 当直長は、代替措置*12を検 討し、原子炉主任技術者の確認 を得て実施する。	3日間			B2. 当直長は、代替措置**11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。
		B3. 当直長は,当該系統を動作可能な 状態に復旧する。	1 0 日間			B3. 当直長は、当該系統を動作可能な 10日間 状態に復旧する。

変更前				変更後			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件		完了時間
選 転 起 動 高温停止	C. 原子炉補機冷却水 系のA系と共用す る配管又は弁が動 作不能の場合	C1. 当直長は、原子炉補機冷却水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する**9とともに、その他の設備**13が動作可能であることを確認する。 及びC2. 当直長は、当該系統を動作可能な状	速やかに 1 O 日間	選 転 起 動 高温停止	C. 原子炉補機冷却水 系のA系と共用す る配管又は弁が動 作不能の場合	C1. 当直長は、原子炉補機冷却水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する*9とともに、その他の設備*12が動作可能であることを確認する。 及びC2. 当直長は、当該系統を動作可能な状	速やかに 1 O 日間
		態に復旧する。				態に復旧する。	
	D. 原子炉補機冷却 水系のB系と共用 する配管又は弁が	D1. 当直長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。	速やかに		D. 原子炉補機冷却 水系のB系と共用 する配管又は弁が		速やかに
	動作不能の場合	D2. 当直長は、原子炉補機冷却水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する*9とともに、その他の設備*1.3が動作可能であることを確認する。	速やかに		動作不能の場合	D2. 当直長は、原子炉補機冷却水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ⁸⁹ とともに、その他の設備 ^{*12} が動作可能であることを確認する。	速やかに
		D3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間			D3. 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
	E. 条件A, B, C 又はDで要求され る措置を完了時間	E1. 当直長は,高温停止にする。 及び E2. 当直長は,冷温停止にする。	24時間 36時間		E. 条件A, B, C 又はDで要求され る措置を完了時間	E1. 当直長は,高温停止にする。 及び E2. 当直長は,冷温停止にする。	24時間 36時間
	内に達成できない場合	LZ. JEKIO, /himfric 9 0.			内に達成できない場合	CZ. JEKIO, MILITERE 900	٥٥٥٥١٦٥
冷温停止燃料交換	A. 動作可能な代替 原子炉補機冷却系 が2系列未満の場 合 又は	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 1. 当直長は、当該機能を補完する 自主対策設備*11が動作可能であ	速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な代替 原子炉補機冷却系 が2系列未満の場 合 又は	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び	速やかに
	原子炉補機冷却水 系と共用する配管 又は弁が動作不能 の場合	ることを確認する。 又は A2. <u>2.</u> 当直長は,代替措置 ^{※12} を検討 し,原子炉主任技術者の確認を得 て実施する措置を開始する。	速やかに		原子炉補機冷却水 系と共用する配管 又は弁が動作不能 の場合	A 2. 当直長は、代替措置*11を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する 措置を開始する。	速やかに



変更前	変更後
※9:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10:残りの原子炉補機冷却水系2系列、原子炉補機冷却海水系3系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11:大容量送水車(熱交換器ユニット用)又は代替原子炉補機冷却海水ポンプ(移動式変圧器を含む)にて海水直接通水を行う除熱をいう。 ※12:代替品の補充等。 ※13:原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却海水系2系列及び非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 (中略)	※9:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10:残りの原子炉補機冷却水系2系列、原子炉補機冷却海水系3系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11:代替品の補充等。 ※12:原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却海水系2系列及び非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 (中略)
	(中間)



<u>変更的</u>変更後

表66-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系(常設) (中略)

条 件	要求される措置	完了時間
A. 代替格納容器ス プレイ冷却系 (常設)が動作 不能の場合	A1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を 起動し、動作可能であることを確認する*9と ともに、その他設備*10が動作可能であるこ とを確認する。 及び	速やかに
	A2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設 備※11が動作可能であることを確認する。	3日間
	及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
B. 条件Aで要求さ	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間
れる措置を完了 時間内に達成で きない場合	及び B2.当直長は,冷温停止にする。	36時間

※9:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※10:起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい,

至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※11: 消火系による格納容器スプレイをいう。 (時間短縮の補完措置含む)

表66-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系(常設) (中略)

条 件	要求される措置	完了時間
A. 代替格納容器スプレイ冷却系 (常設)が動作 不能の場合	A1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する*9とともに、その他設備*10が動作可能であることを確認する。	速やかに
	A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧 する。	3日間
B. 条件Aで要求される措置を完了	B1. 当直長は,高温停止にする。 及び	24時間
時間内に達成できない場合		36時間

※9:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※10:起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい、 至近の記録等により動作可能であることを確認する。



66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型) (中略)

条 件	要求される措置	完了時間
A. 代替格納容器スプレイ	A.1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する*8とともに、その他設備*9が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに
合 合	A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*10が動作可能であることを確認する。 及び	3日間
	A 1. 3. 当直長は,当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間
	A2. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する**8とともに、その他設備**9が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに
	A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設 備*11が動作可能であることを確認する。 及び	3日間
	A2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
B. 条件Aで要求される措	及び	24時間
置を完了時 間内に達成 できない場 合	B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間

66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型) (中略)

条 件	要求される措置	完了時間
A. 代替格納容器スプレイ 冷却系(可搬型)が動	A1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、 動作可能であることを確認する*8とともに、その 他設備*9が動作可能であることを確認する。	速やかに
作不能の場合	及び A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等 対処設備*10が動作可能であることを確認する。	3日間
	及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間
B. 条件Aで要	B1. 当直長は, 高温停止にする。	24時間
求される措 置を完了時 間内に達成 できない場		36時間

※8:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※9:起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機をいい、至近

の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10:代替格納容器スプレイ冷却系(常設)をいう。 ※11:消火系による格納容器スプレイをいう。 ※8:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※9:起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機をいい,至近

の記録等により動作可能であることを確認する。

※10:代替格納容器スプレイ冷却系(常設)をいう。



変更前

表66-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

66-7-1 格納容器下部注水系(常設) (中略)

条 件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器下部 注水系(常 設)が動作不 能の場合	A 1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動 し、動作可能であることを確認する*9 とともに、その他設備*10が動作可能 であることを確認する。	速やかに
	及び A <u>1.</u> 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備 ^{※11} が動作可能 であることを確認する。 及び	3日間
	A.1.3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態 に復旧する。 又は	30日間
	A 2、1、当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する**9とともに、その他設備**10が動作可能であることを確認する。	速やかに
	<u>及び</u> <u>A2.2. 当直長は、当該機能を補完する自主対</u> 策設備 ^{※12} が動作可能であることを確 <u>認する。</u>	3日間
	A2.3.当直長は、当該系統を動作可能な状態 に復旧する。	10日間
B. 条件Aで要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合		24時間36時間

※9:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※10: 残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい, 至近の記録等により 動作可能であることを確認する。

※11:格納容器下部注水系(可搬型)をいい、当該系統に要求される準備時間を満足させるために可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を設置する等の補完措置が完了していることを含む。

※12: 消火系による格納容器下部注水をいう。

表66-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

66-7-1 格納容器下部注水系(常設)(中略)

条件	要求される措置	完了時間
条件 A. 格納容器下部 注水系(常 設)が動作不 能の場合	20 011010	700 0:0
B. 条件Aで要求		24時間
される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	100	36時間

※9:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※10: 残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい, 至近の記録等により 動作可能であることを確認する。

※11:格納容器下部注水系(可搬型)をいい、当該系統に要求される準備時間を満足させるために可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を設置する等の補完措置が完了していることを含む。



变更後 变更前

66-7-2 格納容器下部注水系(可搬型) (中略)

要求される措置 完了時間 条 件 A. 格納容器下部 A1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、 速やかに 注水系(可搬 動作可能であることを確認する※8ととも 型)が動作不 に、その他設備※9が動作可能であることを 能の場合 確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重 3日間 大事故等対処設備※10が動作可能であるこ とを確認する。 及び A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に 30日間 復旧する。 <u>又は</u> A2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、 速やかに 動作可能であることを確認する※8ととも に、その他設備※9が動作可能であること を確認する。 及び A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設 3日間 備※11が動作可能であることを確認する。 及び A2. 3. 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に 10日間 復旧する。 B. 条件Aで要求 B1. 当直長は, 高温停止にする。 24時間 される措置 及び を 完 了 時 間 B2. 当直長は、冷温停止にする。 36時間 内に達成で きない場合

※8:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※9:残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等に

より動作可能であることを確認する。 ※10:格納容器下部注水系(常設)をいう。 ※11: 消火系による格納容器下部注水をいう。 66-7-2 格納容器下部注水系(可搬型) (中略)

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器下部 注水系(可搬型)が動作不能の場合	A1. 当直長は,低圧注水系1系列を起動し,動作可能であることを確認する**8とともに,その他	速やかに
	A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備*10が動作可能であることを確認 する。 及び	3日間
	A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間
される措置	B1. 当直長は, 高温停止にする。 及び	24時間
を完了時間 内に達成で きない場合	B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間

※8:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※9:残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等に

より動作可能であることを確認する。 ※10: 格納容器下部注水系(常設)をいう。

变更前 孪更後 表66-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 表66-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 66-8-1 静的触媒式水素再結合器 66-8-1 静的触媒式水素再結合器 (中略) (中略) 適用される 適用される 子 炉 条 件 完了時間 原 子 炉 条 件 完了時間 要求される措置 要求される措置 状 熊 状 A1. 当直長は、低圧注水系2系列を起 A1. 当直長は、低圧注水系2系列を起 運 転 A. 動作可能な静 速やかに 運 転 A. 動作可能な静 速やかに 動し,動作可能であることを確認 動 的触媒式水素再 動し、動作可能であることを確認 起 動 的触媒式水素再 高温停止 結合器が所要数 する※4とともに、その他設備※5が 高温停止 結合器が所要数 する*4とともに、その他設備*5が を満足していな 動作可能であることを確認する。 を満足していな 動作可能であることを確認する。 い場合 及び い場合 及び A2. 当直長は、当該機能を補完する自 3日間 主対策設備※6が動作可能であるこ とを確認する。 及び A3. 当直長は、当該設備を動作可能な 10日間 A2. 当直長は、当該設備を動作可能な 3日間 状態に復旧する。 状態に復旧する。 B. 条件Aで要求 B1. 当直長は、高温停止にする。 24時間 B. 条件Aで要求 B1. 当直長は、高温停止にする。 24時間 される措置を 及び される措置を 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。 36時間 B2. 当直長は、冷温停止にする。 完了時間内に 完了時間内に 36時間 達成できない 達成できない 場合 場合 冷温停止 A. 動作可能な静 A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な 速やかに 冷温停止 A. 動作可能な静 A1. 当直長は、当該設備を動作可能な 速やかに 燃料交換※工 的触媒式水素 状態に復旧する措置を開始する。 燃料交換※6 的触媒式水素 状態に復旧する措置を開始する。 再結合器が所 及び 再結合器が所 及び 要数を満足し A2. 当直長は、第40条で要求される 速やかに 要数を満足し A2. 当直長は、第40条で要求される 速やかに ていない場合 非常用炉心冷却系1系列を起動 ていない場合 非常用炉心冷却系1系列を起動 し、動作可能であることを確認す し、動作可能であることを確認す る※4とともに、残りの非常用炉心 る※4とともに、残りの非常用炉心 冷却系が動作可能であることを確 冷却系が動作可能であることを確 認する※8。 認する※<u>*</u>* 及び 及び A3. 当直長は, 当該機能を補完する自 速やかに 主対策設備※6が動作可能であるこ とを確認する。 及び A4. 当直長は使用済燃料プール水位が A3. 当直長は使用済燃料プール水位が 速やかに 速やかに オーバーフロー水位付近であるこ オーバーフロー水位付近であるこ と及び水温が65℃以下であるこ と及び水温が65℃以下であるこ とを確認する。 とを確認する。

変更前	変更後
 ※4:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5:残りの低圧注水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6:原子炉建屋トップベントをいう。 ※7:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※8:「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 (中略) 	 ※4:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5:残りの低圧注水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※7:「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。(中略)



変更前			変更後		
表66-12 電源設備			表66-12 電源設備		
66-12-1 常設代替交流電源設備 (中略)			66-12-1 常設代替交流電源設備 (中略)		
の状態	件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 条件 要求される措置 完了時間 の状態	
運 転 A. 常設作 起 動 源設价	備による 系が動作不	A 1 1 . 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備*3が動作可能であることを確認する。 及び A 1 2 . 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*4が動作可能であることを確認する。 及び A 1 3 . 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は A 2 . 1 . 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。とを確認する。とともに、その他の設備*3が動作可能であることを確認する。 及び A 2 . 2 . 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備*5が動作可能であることを確認する。 及び A 2 . 2 . 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備*5が動作可能であることを確認する。 及び A 2 . 3 . 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 3日間 3日間 10日間	運転 起動 源設備による 電源系が動作不能の場合 名1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 1 台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 **3が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	
れる フ時間		B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求さ B1. 当直長は、高温停止にする。 24時間 れる措置を完 及び 了時間内に達 B2. 当直長は、冷温停止にする。 36時間 成できない場 合	



		変更前				変更後	
適用される原 子 炉の 状 態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原 子 炉の 状 態	条件	要求される措置	完了時間
燃料交換	A. 常設代替交流電 源設備による電 源系が動作不能 の場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*4が動作可能であることを確認する。 又は A3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備*5が動作可能であることを確認する。	速やかに速やかに速やかに速やかに	/ 冷温停止 燃料交換	A. 常設代替交流電 源設備による電 源系が動作不能 の場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに
とを確 <u>※4:号炉間</u> い、当 完措置 <u>融通</u> ク <u>※5:第二</u> 代	認する。 計電力融通ケーブルを使 対該系統で要求される準 で含む。なお、6号炉 アーブルを使用した場合	機2台をいい、至近の記録等により動作可能で用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受備時間を満足させるためにケーブルを接続する側の電路が自主対策設備であることから、号炉の復旧までの完了時間は10日間となる。ガスタービン発電機)をいい、当該系統で要求補完措置を含む。	受電をい 3等の補 同電力		非常用ディーゼル発電 認する。	機2台をいい,至近の記録等により動作可能で	があるこ



(中略)

(中略)

変更前			型型的				
66-12-3 号炉間電力融通(中略)	電気設備		(中略))	3 号炉間電力融通	電気設備	
適用される 原 子 炉 条 件 の 状 態	要求される措置	完了時間	適用さ 原 子 の 状	炉		要求される措置	完了時間
運 転 A. 所要数を満 起 動 足していな 高温停止 い場合	A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備*1が動作可能であることを確認する。	速やかに	超高温值	転 動 亭止	A. 所要数を満 足していな い場合	A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備*1が動作可能であることを確認する。	速やかに
	A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*2が動作可能であることを確認する。	3日間				A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*2が動作可能であることを確認する。	3日間
	A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能 な状態に復旧する。 又は	30日間				A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能 な状態に復旧する。	30日間
	A2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備*1が動作可能であることを確認する。	速やかに				A2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備*1が動作可能であることを確認する。	速やかに
	A2. 2, 1, 当直長は、当該機能を補完 する自主対策設備*3が動作 可能であることを確認する。 又は	3日間					
	A2.2. <u>2.</u> 当直長は、代替措置 ^{※4} を検 討し原子炉主任技術者の確認 を得て実施する。 及び	3日間				A 2. 2. 当直長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間
	A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能 な状態に復旧する。	10日間				A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能 な状態に復旧する。	10日間
B. 条件Aで要 求される措置	B1. 当直長は, 高温停止にする。 及び	24時間			B. 条件Aで要 求される措置	B1. 当直長は,高温停止にする。 及び	24時間
を完了時間内 に達成できない場合	B 2. 当直長は,冷温停止にする。	36時間			を完了時間内 に達成できな い場合	B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間

変更前

適用される 原 子 炉 の 状 態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原 子 炉 の 状 態	条 件	要求される措置	完了時間
燃料交換	A. 所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 1台を起動し、動作可能であること を確認する。	速やかに	/ 冷温停止 燃料交換	A. 所要数を満 足していな い場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 1台を起動し、動作可能であること を確認する。	速やかに
		及び A3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能 を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動 作可能であることを確認する。 又は	速やかに			及び A3.1. 当直長は、当該機能と同等な機能 を持つ重大事故等対処設備*2が動 作可能であることを確認する。 又は	速やかに
		A3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備**3が動作可能であることを確認する。 とを確認する。 又は A3. 3. 当直長は、代替措置**4を検討し、原子炉主任技術者の確認を	速やかに速やかに			A3. <u>2.</u> 当直長は、代替措置 ^{※3} を検討 し、原子炉主任技術者の確認を	速やかに
		得て実施する措置を開始する。				得て実施する措置を開始する。	

※1: 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※2:常設代替交流電源設備(第一ガスタービン発電機)をいう。 ※3:第二代替交流電源設備(第二ガスタービン発電機)をいう。

※4:代替品の補充等。

(中略)

※1:残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

変更後

※2:常設代替交流電源設備(第一ガスタービン発電機)をいう。

※3:代替品の補充等。

(中略)



変更前 変更後

表66-13 計装設備

66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限
主要パラメータ	1 チャンネル以上が監視可能であること*1*3
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること*1*2 <mark>*3</mark>

※1:プラント起動に伴う計器校正,原子炉水圧検査及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器ベント等の計器校正時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※2:代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。 なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を 満足していないとはみなさない。

※3:主要パラメータ及び代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータ<mark>又は重要監視パラメータの常用計器</mark>(耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器)を示す。運転上の制限<u>は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができる</u>。

(中略)

表66-13 計装設備

66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ

(1)運転上の制限

項目	運転上の制限	
主要パラメータ	1 チャンネル以上が監視可能であること*1*3	
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること*1*2	

※1:プラント起動に伴う計器校正,原子炉水圧検査及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器ベント等の計器校正時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※2:代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。 なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を 満足していないとはみなさない。

※3: []は、有効監視パラメータ(耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器)を示す。有効監視パラメータは運転上の制限を適用しない。

(中略)



変更前 変更後

6. 原子炉格納容器内の温度					
適用される	主要パラメータ	代替人	パラメータ		
原子炉の状態	要素	要素	推定方法		
		①主要パラメータの他 チャンネル	ドライウェル雰囲気温度 の1チャンネルが故障し た場合は,他チャンネル により推定する。		
	ドライウェル雰囲気温度	②格納容器内圧力 (D/W)	飽和温度/圧力の関係を 利用して格納容器内圧力 (D/W)によりドライウェ ル雰囲気温度を推定す る。		
		③格納容器内圧力 (S/C)	飽和温度/圧力の関係を 利用して格納容器内圧力 (S/C)によりドライウェ ル雰囲気温度を推定す る。		
運転	サプレッショ ン・チェンバ 気体温度	①サプレッション・チ ェンバ・プール水温 度	サプレッション・チェン バ・プール水温度により サプレッション・チェン バ気体温度を推定する。		
起動高温停止		②格納容器内圧力 (S/C)	飽和温度/圧力の関係を 利用して格納容器内圧力 (S/C)によりサブレッション・チェンバ気体温度 を推定する。		
		③ [サプレッション・ チェンバ気体温度]	監視可能であればサプレ ッション・チェンバ気体 温度(常用計器)により、温度を推定する。		
	サプレッショ ン・チェンバ・	①主要パラメータの他 チャンネル	サプレッション・チェン バ・プール水温度の1チャンネルが故障した場合 は、他チャンネルにより 推定する。		
	プール水温度	②サプレッション・ チェンバ気体温度	サプレッション・チェン バ気体温度によりサプレ ッション・チェンバ・プ ール水温度を推定する。		

6. 原子炉格納容器内の温度

適用される	主要パラメータ	代替パラメータ		
原子炉の状態	要素	要素	推定方法	
		①主要パラメータの他 チャンネル	ドライウェル雰囲気温度 の1チャンネルが故障し た場合は、他チャンネル により推定する。	
	ドライウェル雰 囲気温度	②格納容器内圧力 (D/W)	飽和温度/圧力の関係を 利用して格納容器内圧力 (D/W)によりドライウェ ル雰囲気温度を推定す る。	
		③格納容器内圧力 (S/C)	飽和温度/圧力の関係を 利用して格納容器内圧力 (S/C)によりドライウェ ル雰囲気温度を推定す る。	
運 転 起 動 高温停止	サプレッショ ン・チェンバ 気体温度	①サプレッション・チ ェンバ・プール水温 度	サプレッション・チェン バ・プール水温度により サプレッション・チェン バ気体温度を推定する。	
		②格納容器内圧力 (S/C)	飽和温度/圧力の関係を 利用して格納容器内圧力 (S/C)によりサプレッション・チェンバ気体温度 を推定する。	
	サプレッショ ン・チェンバ・	①主要パラメータの他 チャンネル	サプレッション・チェン バ・プール水温度の1チャンネルが故障した場合 は、他チャンネルにより 推定する。	
	プール水温度	②サプレッション・ チェンバ気体温度	サプレッション・チェン バ気体温度によりサプレ ッション・チェンバ・プ ール水温度を推定する。	



変更前 変更後

7. 原子炉格納容器内の圧力

7. 原子炉格納容器内の圧力				
適用される	主要パラメータ	代替パラ	メータ	
原子炉の状態	要素	要素	推定方法	
*		①格納容器内圧力(S/C)	格納容器内圧力 (S/C)により推定す る。	
	格納容器内圧力 (D/W)	②ドライウェル雰囲気温度	飽和温度/圧力の関係 を利用してドライウェ ル雰囲気温度により格 納容器内圧力(D/W) を推定する。	
運転	運動	③ [格納容器内圧力 (D/W)]	監視可能であれば格納 容器内圧力(D/W)(常 用計器)により、圧力 を推定する。	
起 動高温停止		①格納容器内圧力(D/W)	格納容器内圧力 (D/W) により推定す る。	
	格納容器内圧力 (S/C)	②サプレッション・チェン バ気体温度	飽和温度/圧力の関係 を利用してサプレッション・チェンバ気体温 度により格納容器内圧 力(S/C)を推定す る。	
		③ [格納容器内圧力 (S/C)]	監視可能であれば格納 容器内圧力(S/C)(常 用計器)により、圧力 を推定する。	

7. 原子炉格納容器内の圧力

適用される	主要パラメータ	代替パラメータ		
原子炉の状態	要素	要素	推定方法	
	格納容器内圧力	①格納容器内圧力(S/C)	格納容器内圧力 (S/C)により推定す る。	
運転	(D/W)	②ドライウェル雰囲気温度	飽和温度/圧力の関係 を利用してドライウェ ル雰囲気温度により格 納容器内圧力(D/W) を推定する。	
起動高温停止		①格納容器内圧力(D/W)	格納容器内圧力 (D/W) により推定す る。	
	格納容器内圧力 (S/C)	②サプレッション・チェン バ気体温度	飽和温度/圧力の関係 を利用してサプレッション・チェンバ気体温 度により格納容器内圧 カ(S/C)を推定する。	



変更後 変更前

(中略)

8. 原子炉格納容器内の水位				
適用される	主要パラメータ	代替パ	ラメータ	
原子炉の状態	要素	要素	推定方法	
		①復水補給水系流量 (RHR B系代替注 水流量)	復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量)の注 水量により、サプレッション・チェンバ・プール 水位を推定する。	
	サプレッション・ チェンバ・プール 水位 運 転 起 動 高温停止	②復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水 位の変化により、サプレ ッション・チェンバ・プ ール水位を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で注水量 を推定する。	
		③格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C)	差圧によりサプレッショ ン・チェンバ・プール水 位を推定する。	
起動		④ [サプレッション・ チェンバ・プール水 位]	監視可能であればサプレッション・チェンバ・プール水位(常用計器)により、水位を推定する。	
		①主要パラメータの他 チャンネル	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
	格納容器下部水位	②復水補給水系流量 (格納容器下部注水 流量)	復水補給水系流量(格納容器下部注水流量)の注水量により、格納容器下部水位を推定する。	
		③復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水 位の変化により、格納容 器下部水位を推定する。 なお、復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上で注水 量を推定する。	

8. 原子炉格納容器内の水位

適用される	主要パラメータ	代替パ	ラメータ
原子炉の状態	要素	要素	推定方法
	サプレッション・ チェンバ・プール 水位	①復水補給水系流量 (RHR B系代替注 水流量)	復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量)の注 水量により、サプレッション・チェンバ・プール 水位を推定する。
		②復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水 位の変化により、サプレ ッション・チェンバ・プ ール水位を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で注水量 を推定する。
運転記動		③格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C)	差圧によりサプレッショ ン・チェンバ・プール水 位を推定する。
高温停止	,C 343	①主要パラメータの他 チャンネル	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は,他チャンネルにより推定する。
	格納容器下部水位	②復水補給水系流量 (格納容器下部注水 流量)	復水補給水系流量(格納容器下部注水流量)の注水量により、格納容器下部水位を推定する。
		③復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水 位の変化により、格納容 器下部水位を推定する。 なお、復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上で注水 量を推定する。

(中略)



変更前 変更後

10. 原子炉格納容器内の放射線量率

適用される	主要パラメー タ	代替パラメータ	
原子炉の状態	要素	要素	推定方法
運転和	**	①主要パラメータの他 チャンネル	格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) の1チャンネルが故障した場合は,他チャンネルにより推定する。
	格納容器内 雰囲気放射線 レベル(D/W)	② [エリア放射線モニ <u>タ]</u>	監視可能であれば、エリア 放射線モニタ(有効監視パ ラメータ)の指示値を用い て、原子炉格納容器内の放 射線量率を推定する。
高温停止	格納容器内	①主要パラメータの他 チャンネル	格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	雰囲気放射線 レベル(S/C)	② [エリア放射線モニ <u>タ]</u>	監視可能であれば、エリア 放射線モニタ(有効監視パ ラメータ)の指示値を用い て、原子炉格納容器内の放 射線量率を推定する。

10. 原子炉格納容器内の放射線量率

適用される	主要パラメー タ	代替パラメータ			
原子炉の状態	要素	要素	推定方法		
運転記動	格納容器内 雰囲気放射線 レベル (D/W) 転	①主要パラメータの他 チャンネル	格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) の1チャンネルが故障した場合は,他チャンネルにより推定する。		
高温停止	格納容器内 雰囲気放射線 レベル(S/C)	①主要パラメータの他 チャンネル	格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		



変更前 変更後

11. 未臨界の維持又は監視

11. 木脇芥の維持	又は 血 沈		
適用される	主要パラメータ	代替パラ	ラメータ
原子炉の状態	要素	要素	推定方法
		①主要パラメータの他チャンネル	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
起 動 ^{※8} 高温停止 冷温停止	起動領域モニタ	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタによ り推定する。
燃料交換 ^{※9}		③[制御棒操作監視系]	制御棒操作監視系(有効 監視パラメータ)により 全制御棒が挿入状態にあ ることが確認できる場合 は、未臨界状態の維持を 推定する。
	平均出力領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	平均出力領域モニタの1 チャンネルが故障した場 合は,他チャンネルによ り推定する。
		②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推 定する。
運 転起 動		③[制御棒操作監視系]	制御棒操作監視系(有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。
	[制御棒操作	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。
	監視系]	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタによ り推定する。

11. 未臨界の維持又は監視

適用される	主要パラメータ	代替パ ラ	ラメータ
原子炉の状態	要素	要素	推定方法
起 動*8 高温停止 冷温停止	起動領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は,他チャンネルにより推定する。
燃料交換*9		 ②平均出力領域モニタ 	平均出力領域モニタによ り推定する。
	平均出力領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	平均出力領域モニタの1 チャンネルが故障した場合は,他チャンネルにより推定する。
運転		②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。
起動	[制御棒操作 監視系]	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。
	正況亦」	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタによ り推定する。

※8:計数領域の場合に適用する。

※9:起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

(中略)

※8:計数領域の場合に適用する。

※9:起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

(中略)



変更前

13. 格納容器バイパスの監視

(中略)

(2)原子炉格納容器内の状態

	(2)原士炉恰納谷奇内の状態					
適用される	主要パラメータ	代替	替パラメータ			
原子炉の状態	要素	要素	推定方法			
	ドライウェル	①主要パラメータの他チャンネル	ドライウェル雰囲気温度の1 チャンネルが故障した場合 は,他チャンネルにより推定 する。			
運転	雰囲気温度	②格納容器内圧力 (D/W)	飽和温度/圧力の関係を利用 して格納容器内圧力(D/W) によりドライウェル雰囲気温 度を推定する。			
起 動 高温停止	格納容器内 圧力(D/W)	①格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力(S/C)により推定する。			
		②ドライウェル雰囲気温 度	飽和温度/圧力の関係を利用 してドライウェル雰囲気温度 により格納容器内圧力 (D/W)を推定する。			
		③ [格納容器圧力 (D/W)]	監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器)により、 圧力を推定する。			

(3)原子炉建屋内の状態

適用される	主要パラメータ	7 代替パラメータ		
原子炉の状態	要素	要素	推定方法	
	高圧炉心注水系	①原子炉圧力 ①原子炉圧力(SA)	原子炉圧力,原子炉圧力(SA) の低下により格納容器バイパ スの発生を推定する。	
運 転起 動高温停止	ポンプ吐出圧力	② [エリア放射線モニ <u>タ]</u>	エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)により格納容器バイパスの発生を推定する。	
	残留熱除去系	①原子炉圧力 ①原子炉圧力(SA)	原子炉圧力、原子炉圧力(SA) の低下により格納容器バイパ スの発生を推定する。	
	ポンプ吐出圧力	② [エリア放射線モニ <u>タ]</u>	エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)により格納容器バイパスの発生を推定する。	

13. 格納容器バイパスの監視 (中略)

(2) 原子炉格納容器内の状態

適用される	→ # 1,0 − 1 −	(2)原ナゲ僧衲谷奇内の外恩						
	主要パラメータ	代書	替パラメータ					
原子炉の状態	要素	要素	推定方法					
	ドライウェル	①主要パラメータの他チャンネル	ドライウェル雰囲気温度の1 チャンネルが故障した場合 は,他チャンネルにより推定 する。					
運 転 起 動 高温停止	雰囲気温度	②格納容器内圧力 (D/W)	飽和温度/圧力の関係を利用 して格納容器内圧力(D/W) によりドライウェル雰囲気温 度を推定する。					
同個行业	格納容器内 圧力(D/W)	①格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力(S/C)によ り推定する。					
		②ドライウェル雰囲気温 度	飽和温度/圧力の関係を利用 してドライウェル雰囲気温度 により格納容器内圧力 (D/W)を推定する。					

変更後

(3)原子炉建屋内の状態

適用される	主要パラメータ	代替パラメータ			
原子炉の状態	要素	要素	推定方法		
運 転 ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力(SA)	原子炉圧力,原子炉圧力(SA) の低下により格納容器バイパ スの発生を推定する。			
起動高温停止	残留熱除去系 ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力(SA)	原子炉圧力,原子炉圧力(SA) の低下により格納容器バイパ スの発生を推定する。		



変更前 変更後

14. 水源の確保

14. 小派の唯体								
適用される	主要パラメータ	代替パラメ-	-					
原子炉の状態	要素	要素	推定方法					
		①高圧代替注水系系統流量 ①復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流量) ①復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量) ①原子炉隔離時冷却系系統 流量 ①高圧炉心注水系系統流量 ①復水補給水系流量(格納 容器下部注水流量)	復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位(SA)を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。					
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{*11}	復水貯蔵槽水位 (SA)	②原子炉水位(広帯域) ②原子炉水位(燃料域) ②原子炉水位(SA) ②復水移送ポンプ吐出圧力	注水先の原子により の水位を が大位で が、 がでで がで がで がで がで がで で がで が で が で が で					
		③[復水貯蔵槽水位]	監視可能であれば復 水貯蔵槽水位(常用 計器)により、水位 を推定する。					

14. 水源の確保

1十. 八师///			
適用される	主要パラメータ	代替パラメー	-タ
原子炉の状態	要素	要素	推定方法
運転		①高圧代替注水系系統流量 ①復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流量) ①復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量) ①原子炉隔離時冷却系系統 流量 ①高圧炉心注水系系統流量 ①復水補給水系流量(格納 容器下部注水流量)	復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位(SA)を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。
起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※11}	復水貯蔵槽水位 (SA)	②原子炉水位(広帯域) ②原子炉水位(燃料域) ②原子炉水位(SA) ②復水移送ポンプ吐出圧力	の水位変化により復 水貯蔵槽水位(SA) を推定する。なお, 復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で水 位を推定する。 復水移送ポンプが正 常に動作していることを把握する。とを把握することを 次貯蔵槽水位が確保 されていることを推 定する。

- ※11:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
 - (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 - (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

- ※11:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
 - (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 - (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合



		変更前				変更後	
適用される	主要パラメータ	代替パー	ラメータ	適用される	主要パラメータ		ラメータ
原子炉の状態	要素	要素	推定方法	原子炉の状態	要素	要素	推定方法
運転起湯温停止	サプレッショ ン・チェンバ・ プール水位	①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流 量) ①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流 量) ①残留熱除去系系統流量	サプレッション・チェン バの水位容量曲線を用い て,原子炉格納容器へ注 水する復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流 量)と経過時間より算出 した注水量から推定す る。 また,サプレッション・ チェンバの水位プレッション を用いて,サプレッとを を用いて,サブレールへ を用いて,サバーカー を用いて、サバーカー を用いて、サバーカー を用いて、シバーカー がら原復水補代替注水が からるる復子が、 なずると経過時間より は残留熱除去系の にと経過時間より は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	運転動高温停止	サプレッショ ン・チェンバ・ プール水位	①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流 量) ①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流 量) ①残留熱除去系系統流量	サプレッション・チェン バの水位容量曲線を用い て,原子炉格納水系流 、原子炉格納水系流流 量)と経過時間より算す る。 また,サプレッショ量シールがの大がの大がである。 また,サプレッショ量シールがの大がである。 また,サプレッショールがである。 また、サプレッショールがである。 を用いて,サプレール水がら原子炉圧力給水するを別で、サプレール水がら原子炉圧力給水注 水するを別が補給きなが、 は残経過時間より算出した注水量から推定する。
	カ ②残留熱除去系オ 出圧力 ③ [サプレッショ	②残留熱除去系ポンプ吐	復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサプレッション・チェンバ・プール水位が確保されていることを推定する。 監視可能であればサプレッション・チェンバ・プール水位(常用計器)により、水位を推定する。			②復水移送ポンプ吐出圧 力 ②残留熱除去系ポンプ吐 出圧力	復水移送ポンプ, 残留熱 除去系ポンプが正常に動 作していることを把握す ることにより, 水源であ るサプレッション・チェ ンバ・プール水位が確保 されていることを推定す る。
(中略)				(中略)			

		変更後				
表66-14 運転員が中央制御室	にとどまるための設備		表66-14 運転員が中央制御室にとどまるための設備			
66-14-1 中央制御室の居住性(中略)	性確保		66-14-1 中央制御室の居住性確保 (中略)			
適用される 原 子 炉 条 件 の 状 態	要求される措置	完了時間	適用される 原 子 炉 の 状 態	条件	要求される措置	完了時間
運 転 A. 中央制御室可搬型 起 動 空調機による中央 の加圧系が動作不合	記制御室 制御室非常用換気空調系 1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに	運 転 起 動 高温停止	A. 中央制御室可搬型陽圧化 空調機による中央制御室 の加圧系が動作不能の場 合	A1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系 1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。及び	速やかに
	A2. 当直長は,代替措置※10 を検討し,原子炉主任技 術者の確認を得て実施す る。 及び A3. 当直長は,当該系統を動	3日間			A2. 当直長は、代替措置**10 を検討し、原子炉主任技 術者の確認を得て実施す る。 及び A3. 当直長は、当該系統を動	3日間
	作可能な状態に復旧する。				作可能な状態に復旧する。	
B. 中央制御室待避室 置(空気ボンベ) 中央制御室待避室 系が動作不能の場	による 制御室非常用換気空調系 2の加圧 1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに		B. 中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)による中央制御室待避室の加圧系が動作不能の場合	B1. 当直長は、7号炉の中央 制御室非常用換気空調系 1系列を起動し、動作可 能であることを確認する とともに、その他の設備 **9が動作可能であること を確認する。 及び	速やかに
	B2. 当直長は当該機能を補完する自主対策設備*11が動作可能であることを確認する。 及び B3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間 10日間			B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	<u>3日間</u>

	変更前				変更	更後	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
選 転 起 動 高温停止	C. 動作可能なデータ表示装置(待避室),中央制御室待避室遮蔽(可搬型),差圧計,酸素濃度・二酸化炭素濃度計,可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置※10 を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※12。	10日間	選 転 起 動 高温停止	C. 動作可能なデータ表示装置(待避室),中央制御室待避室遮蔽(可搬型),差圧計,酸素濃度・二酸化炭素濃度計,可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置※10 を検討し、原子炉主任技 術者の確認を得て実施する※11。	10日間
	D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 及び D2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間		D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 及び D2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型蓄電池 内蔵型照明又は中央制御 室用乾電池内蔵型照明 (ランタンタイプ)が所 要数を満足していない場 合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置*10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	/ 冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型蓄電池 内蔵型照明又は中央制御 室用乾電池内蔵型照明 (ランタンタイプ)が所 要数を満足していない場 合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置*10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに速やかに
炉心変更時※ 8又は 原子炉建屋 原子炉棟内 で照射され た燃料に係 る作業時	A. 炉心変更時*8又は原子炉 建屋原子炉棟内で照射され た燃料に係る作業時におい て要求される設備が、運転 上の制限を満足していない と判断した場合	A1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び A2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	炉心変更時※ 8又は 原子炉建屋 原子炉棟内 で照射され た燃料に係 る作業時	A. 炉心変更時*8又は原子炉 建屋原子炉棟内で照射され た燃料に係る作業時におい て要求される設備が、運転 上の制限を満足していない と判断した場合	A1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び A2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに



変更前	変更後
※8:停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。 ※9:残りの中央制御室非常用換気空調系1系列をいい,至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10:代替品の補充等をいう。 ※11:カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧をいう。(準備時間短縮の補完措置を含む) ※12:10日間以内に代替措置が完了した場合,当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。(中略)	 ※8:停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。 ※9:残りの中央制御室非常用換気空調系1系列をいい,至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10:代替品の補充等をいう。 ※11:10日間以内に代替措置が完了した場合,当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件口には移行しない。 (中略)



変更前			変更後						
(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 第74条 (中略)			(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 第74条 (中略)						
関連条文	点検対象設備	第74条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度	関連条文	点検対象設備	第74条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度
第66条 (66-12-6)	AM用MCC AM用切替盤 AM用操作盤 AM用動力変圧器 緊急用断路器 緊急用斷路器 緊急用電源切替箱接続装置 紧急用電源切替箱断路器	冷温停止燃料交換	所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認**6する。	点検前*5 点検期間が完 了時間(3日) を超えて点検 を実施する場合は、その後、 1週間に1回	第66条 (66-12-6)	AM用MCC AM用切替盤 AM用操作盤 AM用動力変圧器 緊急用断路器 緊急用電源切替箱接続装置 緊急用電源切替箱断路器	冷温停止燃料交換	所要の非常用ディー ゼル発電機が動作可 能であることを確認 *6する。	点検前*5 点検期間が完 了時間(3日) を超えて点検 を実施すその後 合は週間に1回
第66条 (66-14-1)	・中央制御室 <mark>退</mark> 避室陽 圧化装置(空気ボン ベ)	運 転 動 高温停止 冷料交換	・6号炉及び7号炉の中央制御室換気空調系1系列が動作可能であることを確認する。 ・カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室退避室の加圧ができることを確認する。	点検前 ^{※5} その後, <u>1 0</u> 日に1 回	第66条 (66-14-1)	・中央制御室 <mark>待</mark> 避室陽 圧化装置(空気ボン ベ)	運 転動 高温停止 燃料交換	• 6号炉及び7号炉の中央制御室換気空調系1系列が動作可能であることを確認する。	了時間(3日)

(省略)

(省略)

変更前	変更後
附則	附則
	附則(令和 年 月 日 原規規発第 号) (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 本規定施行の際、規定の適用については、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」と なる前において、本規定施行の日から適用する。ただし、本規定施行の日が附則(令和2年 10月30日 原規規発第2010305号)で定める日より前の場合は、当該附則で定める日か ら適用する。
附則(令和5年10月24日 原規規発第2310242号) (施行期日) 第1条	附則(令和5年10月24日 原規規発第2310242号) (施行期日) 第1条
原子炉建屋2階、1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	2. 添付4の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」,「5・6・7号機全体図」及び「6号機原子炉建屋2階,1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付5の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は、保全区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。
(省略)	(省略)



9. 保安規定審査基準の要求事項を踏まえた保安規定記載方針

- ▶ 今回の保安規定変更では、保安規定に記載のLCO逸脱時の要求される措置及びAOT、並びに予防保全を目的とした保全作業を実施する場合における措置、実施頻度を変更するものであることから「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下、「審査基準」という。)のうち以下の項目に係る変更と考えられる。
- ▶ 今回の保安規定の変更は、自主対策設備に係る記載を削除するものの、SA設備に対する LCO, LCO逸脱時の要求される措置及びAOT、並びに予防保全を目的とした保全作業を実施する場合における措置、実施頻度については、引き続き保安規定に記載することから、審査準の要求事項と整合している。

審査基準	保安規定変更に対する該当有無 〇:有り 一:無し
実用炉規則第92条 第1項 第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等	
1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	_
2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	_
3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	_
4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	_
5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	_
6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	_
7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	0
8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	_
9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	_
10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	_
1. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講すべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	_
12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA:Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	0

- ▶ 今回の保安規定変更では、保安規定に記載のLCO逸脱時の要求される措置及びAOT、並びに予防保全を目的とした保全作業を実施する場合における措置、実施頻度を変更するものである。
- ▶ 一方で、設置許可においては、LCOの対象となる設備に係る記載はあるものの、LCO逸脱時の要求される措置及びAOT、並びに予防保全を目的とした保全作業に関する明確な記載はない。
- ▶ 今回の保安規定の変更は、自主対策設備に係る記載を削除するものであり、LCO対象となっているSA設備自体の追加、削除を行うものでは無いこと、設置許可に記載の事項は引き続き保安規定に定められることから、変更後の保安規定は設置許可の記載と整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (〇:有り 一:無し)	保安規定変更有無 (〇:有り 一:無し)	設置許可との整合性
第4章 運転管理			
第66条 (重大事故等対処設備)	0	0	・AOT延長等に用いる自主対策設備の削除に伴い、第 66条の変更を行うが、本変更はLCO逸脱時の要求 される措置及びAOTの変更を行うのみであり、設置 許可に記載のSA設備については、引き続きLCO設 定されることから、変更後の保安規定は設置許可の 記載と整合している。
第74条 (予防保全を目的とした保全作 業を実施する場合)	_	0	_

10. 設置許可との整合性

(例示) 柏崎刈羽原子力発電所7号炉上流文書(設置変更許可) から保安規定への記載方針について(TS-10)

・66-7-2 格納容器下部注水系(可搬型)の例

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文五号+添付書類八) 【9.4 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】 青字(青下線):保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容 経字(経下線):下部規定文書に記載すべき内容

<u>橙字(橙下線)</u>: 核物質防護に関連する内容 黒字(青下線): 要求事項を実施する行為者

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類八】	原子炉施設係		-	下部規定文書	
(補正) R2. 2. 21	(補正) R2. 2. 21	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
			2,			
	用)の合計17台を保管する。 コリウムシールドは、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心が、ドライウェル高電導度廃液サンプ及びドライウェル低電導度廃液サンプへ流入することを抑制するために必要な厚さ及び高さを有する設計とする。	原子炉の状態に応じて、次の各 号の重大事故等対処設備*1は、表 66-1から表66-19で定め る事項を運転上の制限とする。 【省略】 表66-7 原子炉格納容器下部 の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-2 格納容器下部注水 系 (可搬型)	・バックにからなる。 ・バックアップを含めた保 有数については、二次文書 他に記載する。	規)		

(本文五号+添付書類八 9.4 — 8 / 11)



以下,参考資料



2. 本規定施行の際、規定の適用については、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」となる前において、本規定施行の日から適用する。 年10月30日 原規規発第2010305号)で定める日より前の場合は、当該附則で定める日から適用する。

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表(66条各表) :保安規定条文適用 検査時期は2020年9月時点の想定 原子炉の状態 冷温停止 起動 運転 従前の附則に従い。本保安規定を適用 (保安規定の運転モード) 原子炉起動後は変更後の保安規定に 本保安規定施行(=適用) 従い、LCO逸脱時には自主対策設備 保安規定 保安 保安 第66条関連適用開始 ☞ をAOT延長に用いない 主要工程 規定 規定 認可 施行 燃料装荷 原子炉復旧 【常時適用される設備]66-5-4,66-9-1,66-9-2,66 9-3,66-10-1,66-10-2, 6-11-3,66-12-1,66-12-2,66-12-3,66-12-4,66-12-5,66-12-6,66-12-7,66-13-1,66-13-2,66-13-3,66- 3-4,66-14-1,66-15-1, 6-16-1,66-16-2,66-16-3,66-17-1,66-18-1,66-19-1 代替RCW,SFP代替注水系,FPC,SFP監視股價。原子炉建屋放水設備,非洋拡散抑制設備,海水移送設備,常設代替交流電源設備,可 搬型代替交流電源設備。写作問電力能通電気設備。所**內蓄電式音流電源設**線及以常設代替音流電源設備。可搬型音流電源設備。代替所內電気設備,燃料補給設備。計装設備(起動領域計 5/%),補助/f5(RCW 電源関係),可搬型計測器,SPDS,MCR(可搬型蓄電池內 学る前の使用的事業 「燃料交換」から適用される設備 蔵型照明(中操),ランタン),監視測定設備,Ks TSC(陽圧化空調機(対 表本部・待機場所),ランタン他),KSTSC電源,通信連絡設備, ホイールローグ, 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) ※全燃料取出状態は除く。 (照射された燃料に係る作業時及び記動から通<mark>りされる設備)66-14-1、6</mark>-16-1,66-16-2 MCR (照射等拠点関連以外)、 K5 T S C (本額) **陽圧化液管 (空** スポンペ, 配管, 弁, C O 2 吸収液管) , K 5 T S C (存機場所) 陽圧化液管 (空 気ボンペ) 陽圧化液管 (空 気ボンペ) 「照射された燃料に係る作業時」及び「起動」から適用される設備 **学子がに関われます**会 第66条 大 事 故 3温停止から適用される投備]66-13-1 計装設備(原子炉圧力(S A含む)) 「冷温停止」から適用される設備 S. 原子炉に燃料を挿入 する前の使用前事業 機械管終了 対 屼 19 備 [起動以降]66-1-1,66-1-2,66-2-2,66-2-3,66-3-1,66-3-2,66-3-3,66-5-1,66-5-2,66-5-3,66-5-5,66-5-6,66-6-166-6-2,66-7-1,66-7-2,66-13-1,66-13-

第66条未適用期間



HPAC (原子炉圧力1.03MPa以上から適用)

終了日以降適用となる。

「起動」から適用される設備

※使用前事業者検査は定格出力到達後となるため当該検査

LCO逸脱時には、現在の 保安規定に基づいたプラ

ント停止中の措置を実施

2.66-14-2

LCO逸脱時には、変更

後の保安規定に基づい

たプラント停止中の措

置を実施

ARI、SA-RPT, SLC, SRV関連 (バッテリー等合む)、FCVS, 耐圧強化ベント, 可搬型窒素供給装置, 代替循環冷却、PCV水素・酸素監視, 代替格納容

器スプレイ冷却(常設、可搬)、格納容器下部注水系(常

計装設備(高圧系流量/圧力,下部注水流量,PCV内温 度/圧力/水位,CAMS(SA含む),APRM,MUWC温度, 耐圧強化ベント計装),補助パラメータ(高圧

炉圧1.03MPa以上から要求)

起動後の使用的事業 資務實施了

系ADS入口圧力、高圧窒素ガスボンベ供給系 、出口圧力、ドレンタンク水位、遠隔空気駆動弁 出口圧力)、BOP開止装置

66-2-1,66-2-2

(遠隔・環場)

HPAC

2. 本規定施行の際、規定の適用については、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」となる前において、本規定施行の日から適用する。<u>ただし、本規定施行の日が附則(令和2年10月30日 原規規発第2010305号)で定める日より前の場合は、当該附則で定める日から適用する。</u>

